

「健康・医療戦略参与会合の開催について」の一部改正について

〔平成26年2月10日〕
健康・医療戦略推進本部決定

健康・医療戦略参与会合の開催について（平成25年8月8日健康・医療戦略推進本部決定）の一部を次のように改正する。

第3項中「座長」を「座長及び副座長」に改める。また、第5項の次に次の1項を加える。

6. 前各項に定めるもののほか、参与会合の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

健康・医療戦略参与会合の開催について

平成25年8月8日
健康・医療戦略推進本部決定
平成26年2月10日
一部改正

1. 健康・医療に関する成長戦略及び医療分野の研究開発に関する施策に係る重要事項の調査・検討を行うため、健康・医療戦略参与会合（以下「参与会合」という。）を開催する。
2. 参与会合は、健康・医療戦略室の設置に関する規則（平成25年2月22日内閣総理大臣決定）第3条に規定する健康・医療戦略参与及び健康・医療戦略推進本部長（以下「本部長」という。）が指名する者を構成員とする。
3. 参与会合の座長及び副座長は、参与会合の構成員の中から本部長が指名する。
4. 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. 参与会合の庶務は、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、参与会合の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。